

令和 8 年 2 月 2 4 日 開 会

川 越 市 議 会 第 1 回 定 例 会 追 加 議 案

(令 和 8 年 3 月 1 2 日 提 出)

(議 案 第 4 1 号)

議 案 目 次

議案第 4 1 号	川越市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び川越市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例を定めることについて・・・・・・・・	1
-----------	---	---

議案第 4 1 号

川越市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び川越市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例を定めることについて

川越市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び川越市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 8 年 3 月 1 2 日提出

川越市長 森 田 初 恵

川越市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び川越市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例

(川越市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 1 条 川越市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年条例第 6 3 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「3 5 人」を「3 0 人」に改め、同条第 3 項中「指導保育教諭」の次に「、主務保育教諭」を加え、「3 5 人」を「3 0 人」に改める。

第5条第3項の表備考第1号中「指導保育教諭」の次に「、主務保育教諭」を加え、同条第5項第2号中「主幹養護教諭」の次に「、主務養護教諭」を加える。

附則第6条中「主幹養護教諭」の次に「、主務養護教諭」を加える。

(川越市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正)

第2条 川越市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例（平成30年条例第60号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項及び第3項中「35人」を「30人」に改める。

附則第3項中「主幹養護教諭」の次に「、主務養護教諭」を加える。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に存する幼保連携型認定こども園における1学級の園児数については、第1条の規定による改正後の川越市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例第4条第2項及び第3項の規定にかかわらず、令和14年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。
- 3 この条例の施行の際現に存する川越市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例第1条に規定する認定こども園における1学級の園児数については、第2条の規定による改正後の同条例第7条第2項及び第3項の規定にかかわらず、令和14年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。

提 案 理 由

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基

準及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、このように措置する必要がある。